第百十八条第一項中「保険者」の下に「（国民健康保険にあつては、都道府県。以下この款において同じ。）」を加える。

第百三十四条第二項中「保険者」の下に「（国民健康保険にあつては、都道府県）」を加える。

第百三十八条第二項中「保険者に」を「保険者（国民健康保険にあつては、市町村）に」に改め、「加入者」の下に「（国民健康保険にあつては、当該市町村の区域内に住所を有する被保険者）」を加える。

第百三十九条第一項第一号中「保険者から」を「保険者（国民健康保険にあつては、都道府県。次条を除き、以下この章において同じ。）から」に改める。

附則第七条第一項中「保険者」の下に「（国民健康保険にあつては、都道府県。以下同じ。）」を加える。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

**第十二条**　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基金という」を「基金」という」に、「保険者」を「保険者」に、「健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を「医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下同じ。）」に、「なす」を「行う」に、「診療担当者という」を「「診療担当者」という」に、「診療報酬という」を「「診療報酬」という」に、「をなし、あわせて診療担当者より」を「を行い、併せて診療担当者から」に改め、「審査を」の下に「行うほか、保険者の委託を受けて、保険者が医療保険各法等の規定により行う事務を」を加え、「もつて」を削る。

第十五条第一項第六号を同項第九号とし、同項第五号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五　保険者から委託された医療保険各法等による保険給付の支給に関する事務（前各号に掲げるものを除く。）を行うこと。

六　保険者から委託された健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百五条の四第一項第二号、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十三条の四第一項第二号、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三第一項第二号、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十四条の二第一項第二号、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十三条の三第一項第一号、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の三十三第一項第二号又は高齢者の医療の確保に関する法律第百六十五条の二第一項第一号に掲げる情報の収集又は整理に関する事務を行うこと。

七　保険者から委託された健康保険法第二百五条の四第一項第三号、船員保険法第百五十三条の十第一項第三号、私立学校教職員共済法第四十七条の三第一項第三号、国家公務員共済組合法第百十四条の二第一項第三号、国民健康保険法第百十三条の三第一項第二号、地方公務員等共済組合法第百四十四条の三十三第一項第三号又は高齢者の医療の確保に関する法律第百六十五条の二第一項第二号に掲げる情報の利用又は提供に関する事務を行うこと。

第十五条第二項中「第二十一条の二」の下に「、第二十一条の五の二十九」を加え、同条第五項中「第一項第六号」を「第一項第九号」に改める。

第二十六条中「第十五条第一項から第三項まで」を「同条第一項第一号から第四号まで並びに同条第二項及び第三項」に改める。

**第十三条**　社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第一条中「市町村」を「都道府県及び市町村」に改める。

第十五条第一項第一号中「各保険者」の下に「（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険にあつては、市町村。第六号及び第七号を除き、以下この項において同じ。）」を加え、同項第六号中「（昭和三十三年法律第百九十二号）」を削る。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

**第十四条**　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一条中「平成三十二年三月三十一日」を「、被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る協会の各支部（健康保険法第百六十条第一項に規定する各支部をいう。）の取組の状況を勘案して平成三十六年三月三十一日までの間において政令で定める日」に改める。

附則第三十八条中「医療等に要する費用」の下に「（以下この条において「平成二十年四月前の医療等に要する費用」という。）のうち平成二十七年度以前に請求されたもの」を加え、同条に次の三項を加える。

2　平成二十年四月前の医療等に要する費用のうち平成二十八年度以後に請求されるものについては、平成二十年四月改正前老健法の規定により当該費用を負担することとされた市町村が加入する高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合が負担する療養の給付に要する費用とみなして、同法第四章第四節及び第五章の規定を適用する。

3　平成三十年度以後の各年度における、平成二十年四月前の医療等に要する費用のうち平成二十七年度以前に請求されたものの支弁及び負担に係る事務の執行に要する費用（社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下この項において「支払基金」という。）の事務に係るものに限る。）については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十三条の規定を適用せず、当該各年度における高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第一項第二号に掲げる支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用とみなして、同法第百二十二条の規定を適用する。

4　平成三十年四月一日において現に第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第六十八条に規定する特別の会計に所属する権利及び義務は、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第百四十三条に規定する同法第百三十九条第一項第二号の業務に係る特別の会計に帰属するものとする。

附則第八十六条中「（昭和二十三年法律第百二十九号）」を削る。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定　公布の日

二　第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定　平成二十八年四月一日